

森林の仕事

のプロフェッショナル集団

Kumakouiki Forest Owner's Association

森林組合利用のごあんない



久万広域森林組合



代表理事組合長 大野 譲

組合員の皆様へ

組合員の皆様におかれましては、益々御清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は組合運営につきまして、一方ならぬ御厚情に預かり、心からお礼を申し上げます。

お陰を持ちまして、組合事業も順調に推移しているところであります。

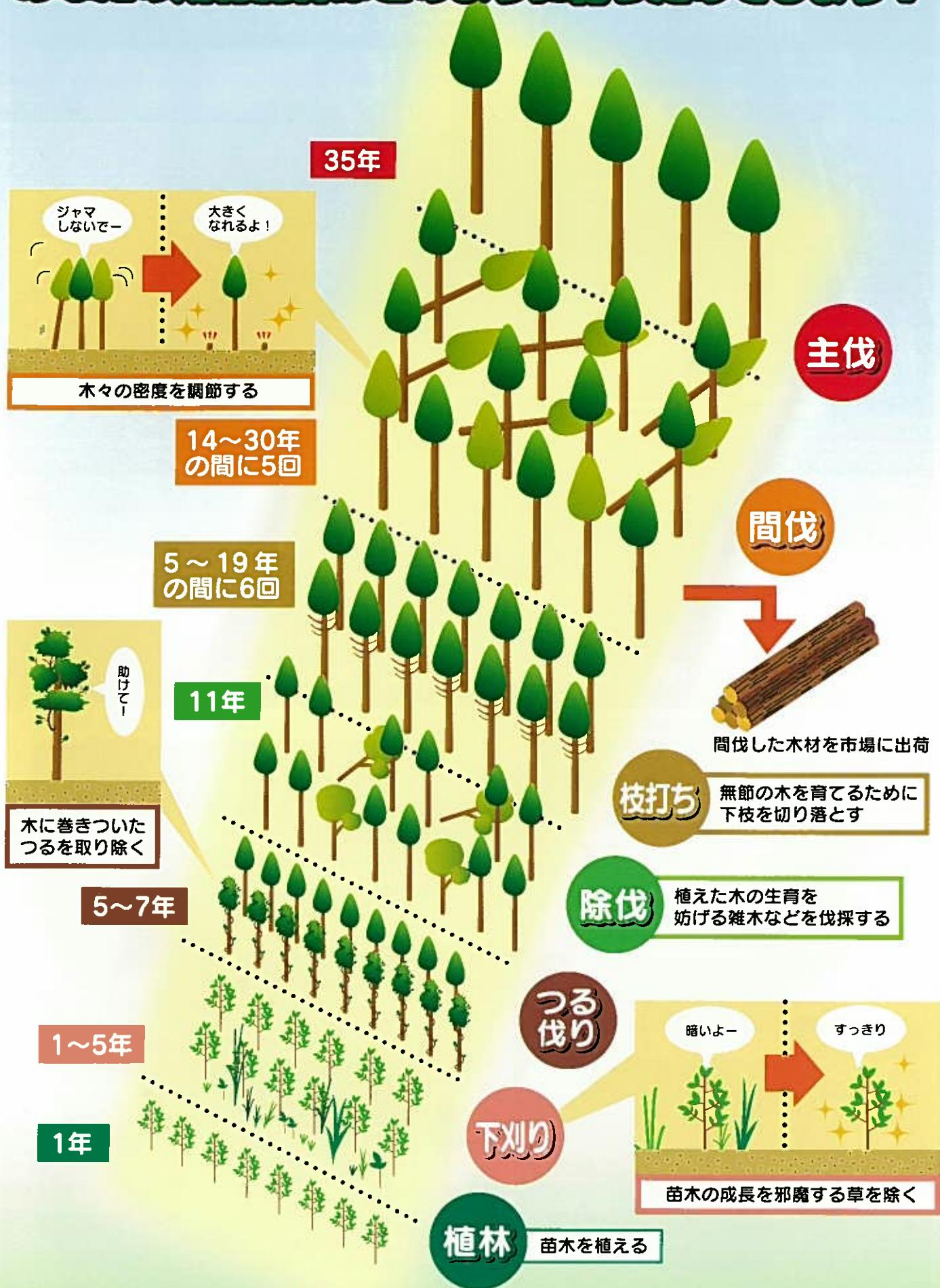
さて、「久万林業」は、明治の初めに井部栄範翁が吉野林業をモデルに植林を始めたことに端を発し、戦後は荒廃地の復旧を目指して積極的に造林を進めると共に、県下に先駆けて林業研究グループを組織するなどして育林技術の研鑽に努め、昭和44年には、全国に先駆けて「育林技術体系」を策定し、スキ、35年生で10.5cm角3m柱材の2玉取りを目指して、植栽から下刈り、枝打ち、除・間伐等の保育作業を計画的に行って來たところです。

しかしながら、その後の長引く木材価格の低迷による林業不況や地域の過疎化、高齢化等から、十分に手入れが行き届かない森林が増加し、更には、組合員の皆様方も順次世代交代が進み、山の手入れを實際に行った経験のある方も少なくなり、山への関心も薄くなつて來ているのではと、心配をしているところであります。

今回、このパンフレットは、組合員の皆様に森林の基本的な管理に関する情報をお知らせしますと共に、現在、久万広域森林組合が行っております組合員が所有されている山林の間伐等の保育管理についての手続き方法等を説明しておりますので御覧のうえ、御自身の森林經營に役立てて頂ければ幸いです。

終わりに、森林組合は、組合員である皆様の出資により設立された、組合員の森林經營のための事業を行うことによって組合員の経済的利益の向上を図ることを目的とした協同組合でありますので、是非、森林管理の必要性について御理解を頂き、組合を積極的に利用されますよう御案内申し上げます。

あなたの所有森林はどのように育ったのでしょうか？



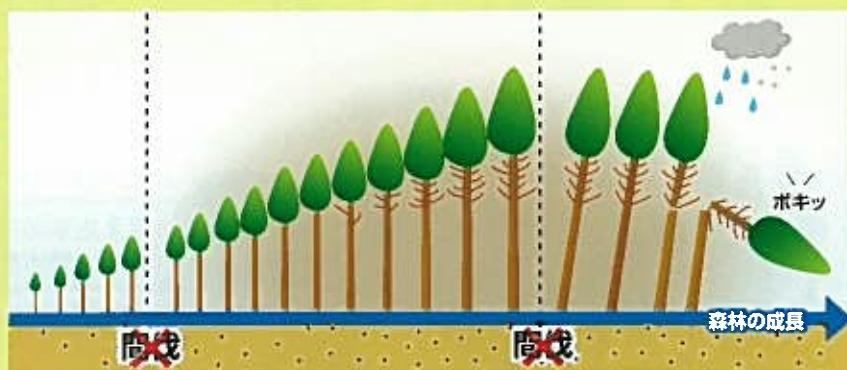
注) 上の林齢は上浮穴地方育林技術体系に基づく施業時期を示している。

間伐をしないでいるとどうなるのでしょうか？



間伐しないと

間伐しないと、直径成長が抑制されひょろ長な木になり、風雪害をうけやすくなります。

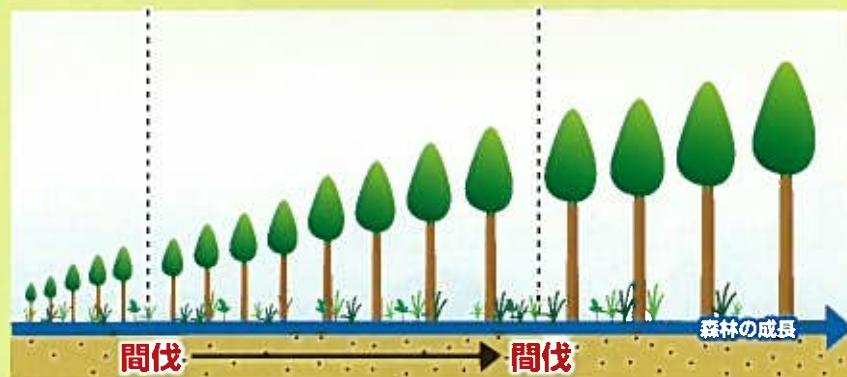


直径成長が抑制される



間伐すると

適期の間伐で枝葉がしっかりした幹の太い木になります。



皆様のお持ちの山林を間伐してみませんか

皆様は間伐と聞いてどんなイメージをお持ちですか?「せっかく植えた木を途中で伐るのはもったいない。」「高い費用がかからってしまうのではないか。」と思いませんか。

でも、それは少し違います。間伐を行うことで、木は健全に成長し、更には収入につながります。

■間伐とは一体何でしょう?

間伐とは、立木の密度を調節するための作業で、次のような効果を発揮します。

- 競争を緩和して直径成長を促し、枝葉がしっかりした木になるので、風雪害を受けにくくなる。
- 成長が促進されるため、収穫量が増大する。
- 間伐材を出荷・販売することで収益を得る。
- 林内に光が入り、林床植生が発達するので、人工林の生物多様性が向上する。
- 健全な生態系を維持し、CO₂の固定を促進する。

■間伐はこの様な手順で行います。



①間伐が必要な山林

木々が込み合い、肥大成長が抑制された林内の様子です。



②山林調査

立木の密度を考えながら、どの木を伐採し、どの木を残すかを決めます。



④伐倒・造材(その2)

現場によっては、プロセッサー等の高性能機械を使用して、伐倒と造材を行います。



③伐倒・造材(その1)

チェンソーを使い、伐倒と造材(枝払い、玉切り)を行います。



⑤搬出

林内作業車等を使い、間伐材の搬出を行います。

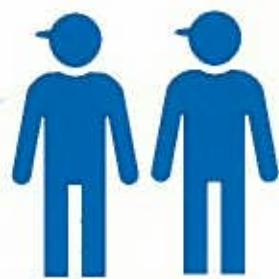


⑥間伐完了

立木密度が調整され、適度な間隔となって明るくなった林内です。

■間伐を行うに当たっての不安や悩み

- 自分の山はどこにあるのだろう?
- 間伐はしたいけど、どんな方法があるの?
- 間伐は、どのくらい木を伐らないといけないの?
- 間伐の費用はどのくらいかかるの?
- 間伐実施に対して補助金があるのだろうか?



この様な不安やお悩みがある場合には、是非当森林組合にご相談下さい。
相談の際には、森林の地番等の分かる資料をご用意下さい。
迅速かつていねいに対応致します。

■森林組合での間伐の進め方

その1 森林組合に委託して行う場合

組合に間伐を委託される場合は、お申し込みを頂ければ、現地を調査のうえ、間伐経費の見積を行いますので、お気軽に組合森林部へ御連絡下さい。

また、林齢や面積等が造林補助金の対象に該当する場合は、組合で申請等の手続きも併せて行います。

なお、手続きの手順は次とおりです。

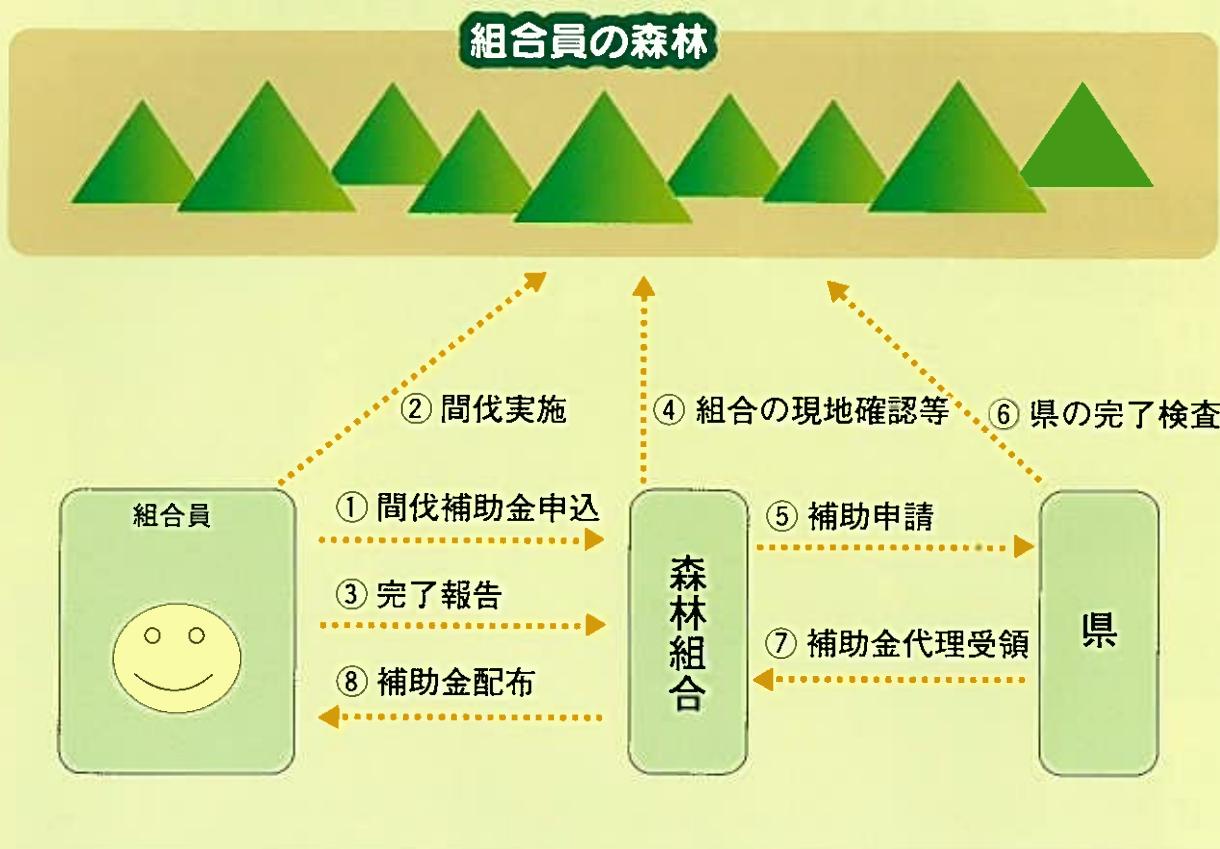
組合員の森林



その2 組合員自らが行う場合

組合員自らが、間伐を行われた場合に、林齢や面積等が造林補助金の対象に該当する場合は、組合で申請等の手続きを代行致しますので、事前に御相談下さい。

なお、手続きの手順は次のとおりです。



(注) これ以外に、久万高原町単独の造林補助金もあります。

■間伐実施に伴う出資について

組合では、財務基盤の強化を図るため、組合を通じて間伐を実施（補助申請のみも含む。）された場合には、間伐実施面積1ヘクタール当たり2千円の出資（増資）を組合員にお願いしておりますので、御理解のうえ御協力をお願い致します。



■組合員の名義変更等について

久万広域森林組合は、原則として久万高原町及び内子町のうち旧小田町の区域に森林を所有されている方が、組合員であります。次の場合には、組合総務部まで御連絡下さい。必要な書類等の御案内を致します。

- ① 出資された方が亡くなられた場合
- ② 高齢になったから子供に譲りたい場合
- ③ 住所等の連絡先を変更された場合
- ④ 出資の権利を譲渡したい場合
- ⑤ 森林組合を脱退したい場合

■お問い合わせ先

① 間伐関係

住所 〒791-1201 愛媛県上浮穴郡久万高原町久万265番地3
電話 0892-50-0002 FAX 0892-21-0900
部所 久万広域森林組合 森林部

② 名義変更等関係

住所 〒791-1201 愛媛県上浮穴郡久万高原町久万265番地3
電話 0892-21-1255(代) FAX 0892-21-2710
部所 久万広域森林組合 総務部

③ HP等

H P <http://www.kuma-forest.jp/>
Mail info@kuma-forest.jp

■地図

